

I 点検・評価の主旨について

1 点検・評価の主旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければなりません。

本市教育委員会では、この法律の主旨にのっとり、効果的な教育行政の推進に資するとともに市民に対して明確でわかりやすい説明を行うため、本報告書を作成し議会に提出するとともに公表するものです。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定する教育委員会で職務権限とされている事務のほか、令和元年度の事務や取り組みとし、学校教育や生涯学習に関することなど、本市教育委員会が所管するすべての事務を対象の範囲としています。点検・評価に当たっては、大館市の「教育大綱」に掲げる「基本理念・基本目標」に沿って、重点施策としている事務・取り組みを選定して実施しました。

3 学識経験者の知見の活用

点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ること（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項）が求められていることから、学識経験者2名以上を選任し、点検・評価について個別に意見を聴取しました。

4 報告書の作成

報告書の作成手順は、次のとおりです。

- ①各課・館において、令和2年度の所管事務の点検・評価項目及び目標（重点施策点検・評価表の目標、活動内容）を作成します。（3月）
- ②4月上旬までに、令和元年度の実施状況と見込みを取りまとめ、報告書（点検・評価）素案を作成します。
- ③学識経験者から、報告書素案について意見を聴取し、報告書案を作成します。また、点検・評価の目標設定案について、意見を聴取します。（5月）
- ④教育委員会（5月定例会）で、報告書について決議します。また、点検・評価の項目内容を報告し了承を得ます。（5月）
- ⑤報告書を6月議会に提出するとともに、ホームページ等で公表します。